



### 住宅相談

(新築、増改築、耐震改修、高齢者・障害者の住宅改善、バリアフリー)

9月17日(木)  
時午後1時30分～3時  
場役場 西会議室  
担 今月の相談員

大戸久一 田村正志

申事前予約  
問都市政策課 開発建築担当  
☎ 2553

### 行政相談

(国の行政全般についての苦情相談、意見)

9月23日(水)  
時午後1時～3時  
場役場1階 町民相談コーナー  
担 行政相談委員  
問 防災地域支援課 ☎ 354

### 消費生活相談

(契約や商品の品質、クレジット等の債務についての相談)

日 月～金曜日(祝日等は除く)  
時 午前9時～午後4時  
場役場1階 消費生活センター  
問 防災地域支援課 ☎ 354

### 法律相談

(不動産、離婚、労働等)

9月15日(火)  
時 午前9時～正午  
場役場1階 町民相談コーナー  
担 弁護士 数5人 申事前予約  
問 防災地域支援課 ☎ 354

### 相続等相談

(相続、離婚関係)

9月11日(金)  
10月9日(金)  
時 午前9時～正午  
場役場1階 町民相談コーナー  
担 行政書士  
申 不要(当日の受付順)  
協 埼玉県行政書士会東松山支部  
問 防災地域支援課 ☎ 354

### 教育相談

(子供の教育上の諸問題)

日 月～金曜日(祝日等は除く)  
時 午前9時～午後4時30分  
担 相談室専門員・常任相談員  
問 教育相談室 ☎ 72-6859  
フリーダイヤル  
0120-88-4153

### 知的障害者相談

時いつでもお電話ください。  
担 相談員 内田静子 ☎ 74-0130

### 身体障害者相談

時いつでもお電話ください。  
担 相談員 安野育男 ☎ 73-1221  
担 相談員 関口興藏 ☎ 74-0183

### 高齢者総合相談

高齢者や介護保険に関する相談です。  
日 月～金曜日(祝日等は除く)  
時 午前8時30分～午後5時15分  
問 社会福祉協議会(地域包括支援センター) ☎ 74-3461  
土 日・祝日及び夜間連絡先  
☎ 080092911110

他 介護や福祉についての相談は、さくらぎ苑在宅介護支援センター  
☎ 72-7030でも実施中

### 障害者相談

(障害や福祉サービス等)

9月16日(水)  
時 午前10時～正午  
場役場 西会議室  
担 委託相談支援事業所相談員  
問 健康福祉課 障害福祉担当 ☎ 155

### 税務相談

(資産運用相談、事業経営相談、その他)

9月8日(火)  
10月13日(火)  
時 午前10時～正午  
場役場1階 町民相談コーナー  
担 税理士  
協 関東信越税理士会東松山支部  
申 事前予約  
問 税務課 ☎ 131

### 身近な就職相談

9月16日(水)  
時 午前9時～正午  
場役場1階 町民相談コーナー  
担 就職相談員  
申 事前予約(空きがあれば当日受付可)  
問 にぎわい創出課 ☎ 231

### 子育て経営相談

日 木曜日  
時 午前9時～午後5時  
場役場1階 町民相談コーナー  
担 専門コーナーディレクター(中小企業診断士)  
申 事前予約(空きがあれば当日受付可)  
問 にぎわい創出課 ☎ 231


### 9月の日本語教室(無料)

様々な国から来た人たちが参加しています。楽しく日本語を学びましょう!

ぜひ、気軽に来てみてください。全く日本語を話せない人も大歓迎です!

期日	昼の部 14日・28日(月)	夜の部 15日・10月6日(火)	時間	午前10時～12時	午後7時～9時
場所	リリックおがわ2階 問合せ 防災地域支援課 電話 内線353				

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日程を変更する場合があります。事前に防災地域支援課へ確認のうえ、ご参加ください。



### ご厚意の寄附ありがとうございました

●小川町へ(7月分)  
◆一般寄附  
三和通商(株) 様 体温計 10個  
問合せ 政策推進課 財政担当 ☎ 223

●社会福祉協議会へ(7月分)  
馬場ヨリ 様 8,900円  
馬場 博 様 6,400円  
問合せ 小川町社会福祉協議会 ☎ 74-3461

### こころ温まる義援金ありがとうございました(6・7月分)

◆令和元年台風19号災害義援金  
募金箱 1,961円

◆令和2年7月豪雨災害義援金  
匿名 様 100,000円  
匿名 様 10,000円  
募金箱 1,000円  
問合せ 小川町社会福祉協議会 ☎ 74-3461

### 消費生活相談

相談日 : 月～金曜日 午前9時～午後4時(祝日等を除く)  
場所 : 役場1階 消費生活センター ☎ 353・354

### スマートフォンとのセット契約トラブルに注意!

**【事例1】** 携帯電話会社の販売店に行き、スマートフォンに機種変更した。その時店員から「今、光回線にすると1万ポイント付けられる」と言われ、光回線が何かはよく分からないがお得だと思い契約した。3か月後、利用料金の明細を見ると、電話料金の他に光回線代が計上されていて、そこで光回線に料金がかかることを知った。解約を申し出ると解約料を請求された。結局、余計な契約をさせられたように思う。

**【事例2】** 2か月前、携帯ショップで新しいスマートフォンを購入した。その際、タブレット端末と一緒に契約すると料金が安くなると勧められ契約したが、後日、請求書を見ると今までより高くなっていた。納得いかない。

スマートフォンを契約しに行った際に、光回線や固定電話等を併せて契約すると料金が割引され、得になるなどと勧められ契約したところ、月々の料金が今までより高くなったというトラブルが寄せられています。契約時の事業者の説明不足または消費者の理解不足が原因であることが見受けられます。

なお、改正電気通信事業法では、携帯電話の「通信料金と端末代金の完全分離」や割引の上限額(2万円)が新ルールとして令和元年10月1日に施行されました。端末代金を通信料から割引く(いわゆる「実質0円」)などの料金の分かりにくさを解消するためですが、事業者や契約機種・内容・タイミングなどにより、今までより料金が高くなることもあります。

- 【消費者へのアドバイス】**
- ①「お得になる」といったセールストークに惑わされずに、必要かどうかをよく考慮して契約しましょう。不要な場合は、きっぱり断りましょう。
  - ②事業者には契約前に「消費者が最低限理解すべき提供条件の概要を説明しなければならない」と義務付けられています。消費者も、契約した商品・サービスは何か、それぞれの初期費用や手数料、月額料金、適用開始はいつか、解約条件などを必ず確認しましょう。
  - ③電気通信サービスでは、「初期契約解除制度」と「確認措置※」の2つの契約解除制度があります。適用される通信サービスの種類、条件、消費者が負担すべき費用範囲、手続方法などが異なります。自身の契約した電気通信サービスについて、それら制度が適用されるか、適用される場合の申し出手順など具体的なことは、契約書面で確認しましょう。
- ※確認措置は事業者によって「8日間ルール」など独自の呼び方があります。
- 困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。  
消費生活センターへのお電話は、全国共通の電話番号「188」にお掛けください。